

～ぼうさい掲示板～
住まいが被害を受けたとき 最初にすること

災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付けたらいいか分からなくなるかもしれません。被災者の方々が一日も早く日常の生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。それらの支援を受けながら、一歩ずつ再建を進めていきましょう。その支援を受けるためにも、被害状況を写真で撮るようお願いします。

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。
町から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。
 ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。
 ※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真をとると、被害の大きさが良くわかります。

家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
 ①被災した部屋ごとの全景写真
 ②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。
- <想定される撮影箇所>
 内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

<イメージ図>

★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



● **内閣府 政府広報オンライン**

URL <https://www.govonline.go.jp/useful/article/202003/2.html>



【QRコード】

◎問い合わせ先 役場税務課 ☎68-2211(内線206・207・208)

令和2年度の主要事業の取り組み状況をお知らせします！

● **公共交通対策事業について**

「若草大橋有料道路の通勤時間帯（平日）における無料措置」実施中！

～「若草大橋有料道路」をぜひご利用ください！～

● **無料措置の目的・概要**

利根町では、長年の課題であります「栄橋」の通勤時間帯の渋滞対策として、9月1日（火）より「若草大橋有料道路」の平日朝の午前6時から午前8時までの2時間、上下線（茨城県利根町⇄千葉県栄町）とも通行料について無料措置を行い、栄橋の車両通行量を若草大橋有料道路へ分散させる渋滞緩和の検証を行っています。

● **無料措置の期間** 12月31日（木）まで

● **対象車両** 全車種

「栄橋」と「若草大橋有料道路」の位置図



● **利根町妊娠・出産祝い品支給事業について**

令和2年4月1日以降、利根町在住の方で、母子健康手帳をお持ちの妊婦の方に母乳育児用品（授乳服）を、お子さんが生まれた世帯の方に出産祝い商品券（利根町内共通商品券5万円分）を支給する事業です。8月末時点で、妊娠祝い品を35件、出産祝い品を13件支給しています。どちらも申請期限がありますので、申請対象の方は、お早めに申請をお願いいたします。

● **利根町文化センター管理事業について**

利根町公民館から文化センターに名称が変更（4月1日）となったことにより、道路標識看板などの表示を変更しました。また、多目的ホールの吊物設備更新工事は、一般競争入札により契約を締結しました。なお、令和3年1月12日（火）から3月31日（水）までの期間は、工事のため多目的ホールの使用は休止とさせていただきます。

● **図書館管理・運営事業について**

建物の経年劣化による玄関の自動ドア装置の交換工事を行いました。また、館内のLED照明化改修工事の契約を締結しました。工事期間中は、ご不便をおかけしますが、ご協力よろしくをお願いいたします。

**こんなときは必ず税務課資産税係まで
 連絡・届け出をお願いします。**



● **固定資産税とは・・・**

毎年1月1日に土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）の所有者が固定資産の所在する市町村に納める税金です。

こんなときは必ず連絡・届け出を！

● **建物の新増築や取り壊しをしたとき**

建物の新築・増築、または取り壊しを行い、税務課資産税係の調査を受けていない建物がある場合には、面積の大小にかかわらず必ずご連絡をお願いします。また、年末年始にかけて完成・取り壊しが見込まれる場合にもお知らせください。

※連絡や届け出がない場合には、既に取り壊した建物でも課税されてしまうため、忘れずに届け出をしてください。

● **固定資産の所有者が亡くなったとき**

相続人の方から代表者（亡くなった方に代わり、新たに納税される方）を決めていただき「納税者変更届出書」を提出していただきます。この届け出書により、法務局での相続登記が完了するまでの間、代表者の方へ納税通知書を送付いたします。

なお、法務局での登記がない未登記家屋の場合には「未登記家屋所有者変更届」の手続きが必要です。

● **自宅に隣接する土地を購入または借入れし宅地として一体利用しているとき**

一画地として住宅用地の特例措置が受けられる場合がありますので、お知らせください。

問い合わせ先 役場税務課 資産税係 ☎68-2211（内線206・207・208）